


| | | | | | | | |
|---|------|-----------------------------|--|----|-------|----|---|
| 所管部課 | | 福祉部 障害福祉課 | | 部長 | 川口 莊一 | |  |
| 件名 | | 東大和市障害者自立体験とびたち支援事業実施要綱について | | | | 区分 | |
| 関係事項 | 条例規則 | | | | | | |
| | 部課機関 | | | | | | |
| <p>1. 要旨</p> <p>地域における自立生活を目指す障害者が、家族以外の者から支援を受けながら、ひとり暮らしやグループホームで安心して自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう自立生活を体験する場を提供し、及び、必要な支援を実施することにより、障害者の自立意欲の促進及び自立能力の向上を図るための要綱を制定するものである。</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>①対象者 以下の要件を満たす者 (ア. 市内在住 イ. 18歳以上65歳未満 ウ. 身体、知的又は精神障害のある方 エ. 自立生活を目指していること)</p> <p>②支援の方法 自立生活体験コース (将来の自立生活を想起するために、体験を通じて自立に向けた課題の整理、意欲の醸成等を行う。年間10日以内) 自立生活訓練コース (実施後なるべく速やかにひとり暮らし等による日常生活を行うための訓練を行う。6カ月の間で必要な日数)</p> <p>③事業の実施 障害福祉サービス等事業者に委託して実施する。 受託事業者の施設において自立体験の場を提供し、必要な支援を行う。 受託事業者は、受入れコーディネーターを配置する等により、必要な支援を行う。</p> <p>(2) 施行日 令和4年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 障害の重度化や介護者の高齢化が進む中で、あらかじめ自立生活の体験をする場を設けることで、ひとり暮らしやグループホームでの地域生活を継続させることができる。</p> | | | | | | | |
| <p>2. 経過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課審査済み。</p> | | | | | | | |
| <p>3. 留意事項 (問題点等)</p> <p>特になし。</p> | | | | | | | |
| <p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議付議後、速やかに制定の手続きを進めたい。</p> | | | | | | | |
| <p>5. 審議結果</p> | | | | | | | |

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。